

# 市民がつくる「基本条例(案)」 まちづくり市民会議 活動中!

## 市民参加条例、環境基本条例(仮称)を いっしょに考えませんか

まちづくり市民会議とは

西東京市では、新市誕生に  
あたり、多くの市民の皆さん  
との協力と連携により、新し  
いまちづくりの課題に取り組  
むため、今年7月、公募市民  
のみ20人で構成する会議とし  
て、まちづくり市民会議を設  
置しました。

今年度は、この市民会議に  
市民との協働部会、環境との  
共生部会の2つを設置し、そ  
れぞれの部会において、(仮  
称)市民参加条例案、環境基  
本条例案の作成を進めていま  
す。公募市民のみで構成する  
会議の場で条例案を作成する  
のは、旧田無市・保谷市を通  
じて初めての試みです。

市は、市民会議の提言内容  
を最大限に尊重して、条例案  
を作成し、平成14年3月議会  
での上程を目指します。

まちづくり市民会議の運  
営に関する協定書を締結  
し、会議の効率的な運営を図  
るとともに、西東京市にふさわ  
しい条例案を作成するため、  
市民会議と市は、相互の関係  
や役割分担、相互協力の内容  
を定めた「西東京市まちづく  
り市民会議の運営に関する協  
定書」を結びました。

この協定書では、会議運営  
に関するルール等を定めるほ  
か、市民会議の責務、市の役  
割・責務等を規定しています。

条例案の骨子にご意見を

両部会では、今年8月から、  
月2〜3回ペースで自由活発  
な議論を重ねてきました。

先進自治体の事例研究や西  
東京市条例に必要な視点の検  
討を進めた結果、下表のとおり、  
条例案に盛り込むべき項  
目・骨子がまとまりました。

この条例案の骨子を基礎と  
して、市民の皆さんのご意見・  
ご要望等をいただきながら、  
平成14年1月末までに、条文  
化を進めていく予定です。ご  
意見・ご要望は、電話、ファク  
ス等で、11月末までの1か月  
間、受け付けています。西東京  
市ホームページでも、ご意見  
を募集します。ぜひ市民の皆  
さんの声をお寄せください。  
左記の公共施設に「基本条  
例(ご意見ポスト)」を設置しま  
すので、併せてご利用くださ  
い。

### 西東京市ホームページ

http://www.city.nishi  
tokyo.tokyo.jp

### ファクスのあて先

ファクス番号 63-9585

### ご意見ポスト設置場所

- 田無庁舎 2階総合案内横
- 保谷庁舎 入口
- 向台地区会館・緑町地区  
会館
- コール田無
- 市内各図書館・公民館
- 市内各出張所

### 市民との協働部会 ホームページを 立ち上げました!

このたび、市民との協働部  
会では、会議の進行状況を報  
告するほか、幅広い市民の意  
見を募集することを目的とし  
て、独自のホームページを開  
設しました。ホームページの  
管理・運営は、すべて部会の  
メンバーが担当します。是非  
ご意見をお寄せください。

ホームページアドレス  
http://isweb36.infoseek.  
co.jp/area/nmsk/  
メールアドレス  
machidukuri@infoseek.jp

### 市民の手作りワークショップに参加しませんか!

市民会議では、市民部会、環境部会合同により、「市民ワ  
ークショップ・基本条例を考える」を実施します。市民委員の手  
作りによる初めての試みです。お気軽にご参加ください。

とき 12月2日(日)午後2時〜5時

ところ 田無庁舎 2階202、203会議室

持ち物 筆記用具

その他 当日は、市民部会・環境部会のいずれかをお選び  
ください。

企画課(☎内線1111)、環境保全課(☎内線2202)

### 環境基本条例(案)骨子

項目	規定すべき内容
前文	・田無市・保谷市の合併による西東京市としての環境基本条例 ・消費型社会から循環型社会への転換の必要性とシステムの形成 ・真に豊かな生活の確保のための環境保全、回復及び創出
目的	・環境の保全及び創造についての基本的な事項を定める ・市、市民並び事業者の責務を明確に定める
定義	・環境、環境への負荷、地球環境保全等
基本理念	・すべての市民のより良好な環境確保と次世代への継承 ・自然環境や歴史的環境資源の保全と共生できる環境の創造と維持
市の責務	・環境の保全や創造に向けての市の責任と義務
事業者の責務	・環境の保全や創造に向けての事業者の責任と義務
市民の責務	・環境の保全や創造に向けての市民の責任と義務
協働の責務	・市、事業者、市民によるパートナーシップの必要性
環境基本計画	・環境保全等に関する施策の総合的な計画 (その策定から見直しまで)
市の環境配慮 指針	・市自らが行う事業活動に求められる環境面からの配慮指針
事業者の環境 配慮指針	・事業者自らが行う事業活動に求められる環境面からの配慮指針
市民の環境配 慮指針	・市民自らの日常生活に求められる環境面からの配慮指針
環境影響評価 の実施	・環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業への事前評価措置
環境マネジメント システムの構築	・環境負荷を自主的に低減する事業活動への取り組み
環境学習の充実	・学校教育に限らず幅広い参加者を得る環境学習体制の整備
環境の状況把握	・環境施策に向けた環境の全般的状況の把握
環境情報の提供	・環境保全や環境施策をめぐる全般的状況の情報提供
自発的活動へ の支援	・市民や事業者による環境保全活動への助成
国や他の自治 体との協力	・環境保全等を図るための広域的取り組み
地球環境保全 の推進	・地球環境保全に向けた国際協力の推進
環境保全審議会 環境市民会議	・組織、規定、運営など

### 市民参加条例(案)骨子

項目	規定すべき内容
前文	・田無市・保谷市の合併により誕生したまち ・この地域を愛する市民によって誕生した新しいまち ・まちづくりの基本理念(「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現)
目的	・市と市民のパートナーシップに基づく市民中心のまちづくり ・市民活動の推進による個性豊かで活力ある地域社会の実現
定義	・市政運営に関する市民参加の基本的な事項を定める ・市と市民の役割・責務を明確に定める ・市と市民の協働による住民自治・地域社会の発展を推進する
基本理念	・市民参加、市民(子ども、障害者、外国人、企業、学校を含むすべての生活者) 附属機関等 ・すべての市民がまちづくりに参加する権利を有する ・地方自治の本旨に基づき、幅広く市民参加によるまちづくりを推進する ・市民の自主性・自立性を尊重する ・市民と市が対等の立場でお互いの立場を理解、尊重する ・市民と市が市政に関する情報を共有する
市民の役割と 責務	・自らの責任と役割を自覚し、協働によるまちづくりを推進する ・市民相互の自由な発言を尊重し、積極的にまちづくりに参加する
市の役割と責 務	・情報公開の更なる推進に努める ・個人情報の保護に努める ・計画策定段階からの市民参加の機会の提供と施策への反映に努める ・市民への説明責任(アカウンタビリティ) ・市民活動の促進に対する支援 ・継続的かつ発展的な市民参加に向けて、創意工夫に努める
会議公開の原 則	・附属機関は、情報公開条例に基づき原則公開とする ・会議開催情報(会議日時・開催場所・議題の公開等)の事前公表 ・傍聴者が会議内容の理解を深められるように配慮する ・会議録の作成と公開
委員の市民公 募	・附属機関等は、計画段階での市民公募の推進に努める ・できるだけ市民枠を拡大する ・市民委員募集にあたり、公募選考を実施する ・選考基準を事前公表する ・男女平等に配慮する ・重複任用を出来るだけ回避し、幅広い人材を登用する
市民参加の方 法	・審議会等への参画、パブリックコメント、公聴会等の様々な参画方法の実施
市民投票の実 施	・市は市民の意志を問う必要がある場合、条例に基づき、市民投票を実施できる
評価	・市民参加事業の評価
条例の見直し	・社会経済状況の変化にあわせた見直し ・市民意識の向上に見合った見直し